

**新潟県企業局管理規程第1号**

新潟県企業局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年8月23日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県企業局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟県企業局出納取扱金融機関等事務取扱規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
<b>別表第1（第2条関係）</b>		<b>別表第1（第2条関係）</b>	
会計名	店舗名	会計名	店舗名
(略)		(略)	
工業用水道事業 会計	北越銀行 <u>新潟県庁支店</u> (略)	工業用水道事業 会計	北越銀行 <u>県庁支店</u> (略)
工業用地造成事 業会計	(略) 北越銀行 <u>新潟県庁支店</u>	工業用地造成事 業会計	(略) 北越銀行 <u>県庁支店</u>
(略)		(略)	
注 工業用水道事業会計にあつては北越銀行 <u>新潟県庁支店</u> 、工業用地造成事業会計にあつては第四銀行 <u>県庁支店</u> が総括をする。		注 工業用水道事業会計にあつては北越銀行 <u>県庁支店</u> 、工業用地造成事業会計にあつては第四銀行 <u>県庁支店</u> が総括をする。	

**附 則**

この規程は、令和元年8月26日から施行する。